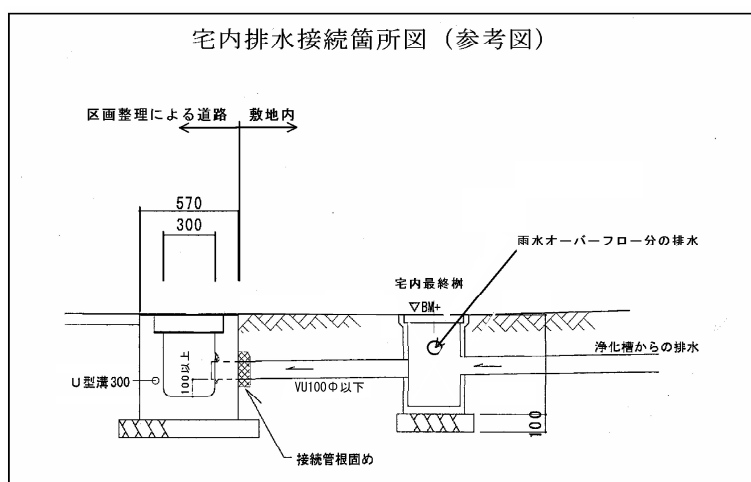


《法76条許可申請添付図面》

(区画整理組合推進室)

- 1 許可申請書(正) 2部 記入例及び注意事項を参考に記入してください。
- 2 許可通知書(副) 1部
- 3 仮換地明細図・仮換地位置図(組合配布のもの) 各3部
- 4 案内図3部 申請地の位置が判断できる図面を添付してください。
- 5 配置図3部 必ず当該土地区画整理事業施行者が定めた敷地の周囲寸法(仮換地明細図の寸法)を記入してください。(小数点第2位まで)(面積算定図は仮換地が定められている場合は必要ありません。)
- 6 排水系統図3部 汚水/雑排水、雨水は宅内最終マスを設置し協議した排水施設へ放流してください。
(マスの位置、管路を図示し、接続先及び接続位置を記載してください。)



※ 排水施設(側溝等)への接続は、1宅地につき1箇所です。浄化槽排水と雨水排水は宅内最終マス1箇所へ集約してください。
※ 雨水排水は宅地内浸透処理をお願いします。
※ 配置図面等へ、上記図面を参考に接続箇所図を表示してください。

雨水は宅内処理をお願いします。ただし、オーバーフロー分を宅地外の排水施設に放流する場合は宅内最終マスから協議した排水施設へ放流してください。

汚水・雑排水を合併浄化槽処理する地区の場合、宅内最終マスは1宅地1箇所とし、雨水のオーバーフロー分もこの最終マスへ接続してください。

(排水施設への接続は1宅地1箇所)

※配置図と排水系統図は兼用することができます。

※宅内最終マスと接続する排水施設の詳細断面図を表記してください。(左記図参照)

- 7 平面図3部 各階の面積及び建築面積、延べ床面積等の算出根拠を表記してください。
- 8 立面図3部 必ず軒の出と最高の高さを表記してください。
- 9 基礎伏図3部 鉄筋・鉄骨造の場合は添付してください。(木造の場合は必要有りません。)

10 その他の添付図書

- (1) 委任状3部 代理人(有資格者)を立てて申請をする場合に添付してください。
- (2) 土地登記簿謄本(原本1部写し2部) 申請時に最新登記内容の確認が生じる場合は直近の土地登記簿謄本(原本1部写し2部)を添付してください。
- (3) 分割図3部 一の仮換地を分割、または2棟以上建築する場合は、敷地分割図を添付してください。(必ず当該土地区画整理事業で定めた敷地周囲寸法及び面積を基準にしてください。また、占有部分、残地部分の面積を明記してください。)
- (4) 浄化槽に関する調書 公共下水道区域以外においては、「浄化槽に関する調書」を下記の通り提出して下さい。
 - ①浄化槽に関する調書 5部(正4部・副1部)
 - ②構造図、認定書 各5部
 - ③添付図面 各5部 案内図、配置図(排水系統を明記したもの)※将来污水管が敷設され切り替える時に、敷地内の工事が生じないように設計してください。

※その他の注意事項※

- ・地区計画は、都市計画課と十分事前に協議しておいてください（南部のみ）
- ・埋蔵文化財については、文化財課で該当の有無を確認してください（南部のみ）
- ・申請行為の内容が擁壁等の工作物の場合には、行為の概要欄の破線以下のその他の欄に、構造高さ及び延長並びに土量等を記入してください。
- ・申請行為者と土地所有者が同一の場合でも、土地所有者欄に記名をしてください。
（「申請者と同じ」は不可）
- ・申請行為者と土地所有者が異なる場合は、申請行為者が借地権者欄に記名し、土地所有者使用欄に土地所有者が記名（実印）押印してください。
また、土地所有者は印鑑登録証明書（原本1部写し2部）を添付してください。
- ・歩道の縁石撤去や切り下げが必要になる場合、工事計画前に区画整理組合推進室と事前に協議を行ってください。